

学校いじめ防止基本方針

新居浜市立垣生小学校

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方策

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となったり組むべき問題である。

2 いじめの未然防止のための取組等

- (1) 学級経営の充実・・・規律とうるおいを重んじる学級づくり
- (2) 人権・同和教育の充実・・・温かい仲間意識に支えられた学級・集団づくり
- (3) 道徳教育の充実・・・生命を尊重する心や思いやりの心など豊かな人間性を持った児童の育成
- (4) 体験的活動の充実
 - ア ESDの視点に基づく環境教育・食農教育
 - イ 自助・共助の心を育てる体験型防災教育
- (5) 分かる授業づくり
 - ア ICTを活用した授業改善
 - イ 「書く」活動の充実
 - ウ 「基礎的な学習の時間」を活用した基礎力・読解力などの定着・向上
 - エ 「垣生っ子チャレンジ」のスキル学習
 - オ 家庭学習の定着
- (6) 特別活動の充実・・・縦割り班活動を活用した、コミュニケーション能力の育成
- (7) 相談体制の整備・・・全校体制での教育相談の充実や関係相談窓口等の紹介
- (8) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策（情報モラルの徹底）
- (9) 小中連携・・・9年間を見通し体験活動を重視し、たくましい子どもの育成

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて等）

- (1) いじめの態様
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (2) 指導体制・組織の確立・・・些細な情報を見逃さず、共有できる場としての校内生徒指導委員会の開催と活用
- (3) 早期発見のための手立て
 - ア 子どもの声に耳を傾ける。
 - 休み時間等を活用した会話の重視
 - 連絡帳の活用・・・日記等
 - イ 子どもの行動を注視する。
 - 観察
- (4) 「絆アンケート」調査等の工夫した活用
- (5) 相談活動の充実
- (6) 保護者との連携・情報の共有
- (7) 地域及び関係諸機関との連携

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

- (1) 被害児童等の保護
 - ・ 何よりもまず、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を保護し、安全安心を確保する。
 - (2) 事実確認・情報共有
 - (3) 組織「垣生小学校いじめ防止対策委員会」での対応（指導体制、方針の決定）
 - ・ いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
 - ・ 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- ☆ いじめであると判断された場合
- 一方的、一面的な解釈で対応しない。
 - プライバシーを守る。
 - 迅速に保護者に連絡し、教育的配慮のもとでケアや指導にあたる。
- (4) 被害児童のケア及び保護者に対する説明、支援
 - (5) 加害児童への指導及び保護者への支援
 - (6) 教育委員会への報告・連絡・相談
 - (7) 安全措置（緊急避難等が必要な場合）
 - (8) 懲戒
 - (9) 出席停止
 - (10) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき
 - ・ 学校の設置者と連絡を取り、所轄警察署と相談して対処
 - (11) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき
 - ・ 直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

※ 留意事項

- ・ 組織的な対応を行う。
- ・ 指導記録の累積と保存・・・引き継ぎや情報交換に役立てる。
- ・ 管理職は、校務分掌の適正化を図り、校務を効率化する。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- (1) 「垣生小学校いじめ防止対策委員会」の設置
- (2) 構成員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
学校評議員
- (3) 活動内容
 - ア 未然防止に向けた取組
 - イ 早期発見・早期対応の取組
 - ウ 指導体制の確立
 - エ 対応の方針決定
 - オ 年間取組計画の策定と見直し
 - カ 取組評価アンケートの実施・考察

6 重大な事態への対処

(1) 重大事態とは

ア 生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑い

《児童が自殺（自死）を企図した場合等》

イ 長期間に及ぶ欠席を余儀なくされている場合

《年間30日を目安とする。また、一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手する》

※ 「重大な事態」と判断された場合・・・学校の設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

(2) 調査組織「垣生小学校いじめ対策委員会」を開く。

ア 構成員

【校長、教頭、生徒指導主事、該当学年主任、該当学級担任、教育委員会担当者、必要に応じて外部専門家等を加える】

イ 対応・・・冷静かつ、誠実で誠意を持って迅速に対応する。

ウ 報告・・・該当学級担任は、事実を速やかに学年主任に報告→生徒指導主事→教頭→校長

エ 調査・・・客観的な事実関係を速やかに調査する。

オ 調査結果の提供・・・保護者に対して、明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

カ 調査結果の報告・・・学校の設置者（市教委）へ

キ 調査結果を踏まえた必要な措置・・・事後措置、再発防止

7 学校評価（取組評価アンケート）

(1) PDCAサイクルの考え方に従い、期間の終わりには「絆アンケート」を実施し、不登校やいじめの未然防止のために、年間取組計画に位置づけられて実施される取組の効果を検証する。

(2) 手順を繰り返しながら、1年目、2年目・・・と取組を継続していく。

- ・ 期待するような指標等の改善が見られなかった場合は、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを図る。

(3) 学校評価の結果は垣生小学校公式ホームページで公開する。

平成26年2月28日策定

平成29年2月 1日改訂

令和 5年4月 1日改訂